

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命令事項
1	マルキン	田村市船引町大倉字 鑄田 173 番地	佐藤 金利	平成 30 年 8 月 7 日	1 平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成 30 年 10 月 10 日までに、建物内に誘導灯を設置すること。
2	株式会社 ヤマセハセガワ	郡山市大槻町字 福楽沢 59 番地	株式会社ヤマセハセガワ 代表取締役社長 長谷川 勇	平成 30 年 8 月 8 日	1 平成 30 年 11 月 7 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 30 年 11 月 7 日までに、設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 平成 30 年 10 月 7 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
3	有限会社仁井田本家	郡山市田村町金沢字 高屋敷 139 番地	有限会社仁井田本家 代表取締役 仁井田 穩彦	平成 31 年 3 月 19 日	製造倉棟 1 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 3 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 1 階に誘導灯を設置すること。
4	本田製材所	田村市常葉町西向字 米粉原 13 番地 1	本田 実	平成 31 年 3 月 29 日	1 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
5	福島瓦工業	郡山市日和田町八丁 目字鍛冶ケ入 102 番 地 5	福島瓦工業株式会社 代表取締役 薄井 幸夫	令和 2 年 1 月 24 日	1 令和 2 年 3 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 2 令和 2 年 6 月 23 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和 2 年 4 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 4 令和 2 年 3 月 23 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命令事項
6	メガネセンター iMAX	郡山市並木三丁目2番3号	藤田 祐太郎 株式会社東北メガネセンター 代表取締役 半田 欽一	令和5年 12月21日	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年2月21日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 令和6年4月21日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 令和6年2月21日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 令和6年2月21日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。
7	東北化学工業株式会社 郡山工場	郡山市昭和一丁目2番4号	東北化学工業株式会社 代表取締役 橋本 知佳展	令和6年 6月14日	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年10月31日までに、工場全体に自動火災報知設備を設置すること。 令和6年8月31日までに、工場全体に誘導灯を設置すること。
8	日工産業株式会社 福島工場	郡山市湖南町中野字 百目貫石田 3929	日工産業株式会社 代表取締役 木村 攻二	令和6年 11月28日	防火上安全な措置が講じられるまでの間、作業場西側に設置されている集塵機の使用を停止すること。
9	有限会社 佐川寝具	郡山市本町二丁目8番11号	有限会社佐川寝具 代表取締役 佐川 善三朗	令和7年 1月20日	<ol style="list-style-type: none"> 令和7年2月20日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 令和7年3月20日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 令和7年3月20日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命令事項
10	株式会社福寿苑	郡山市新屋敷二丁目 111番地の2	株式会社福寿苑 代表取締役 添田 明宏	令和7年 1月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年2月27日までに、消防用設備等（消火器）の点検及び報告をすること。 2 令和7年2月27日までに、厨房内の排気ダクトの油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。 3 令和7年2月27日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 4 令和7年4月28日までに、建物2階に屋内消火栓設備を設置すること。 5 令和7年4月28日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 6 令和7年3月29日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
11	株式会社鈴木金物	郡山市桑野五丁目15 番地の6	株式会社鈴木金物 代表取締役会長 鈴木 正徳	令和7年 2月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年4月12日までに、建物全体に消火器を設置すること。 2 令和7年6月12日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和7年6月12日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 4 令和7年4月12日までに、建物全体に非常警報設備を設置すること。 5 令和7年4月12日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。

※平成31年5月1日以降の元号は、新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。（旧元号によって特定された日）